

令和３年第４回三郷市農業委員会総会会議録

１．開催日時 令和３年４月２６日（月） 午後１時３０分から３時１５分

２．開催場所 農業委員会議室（７階）

３．議長 岡庭 丈夫（会長）

４．出席委員（１３人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
１	石井 昌明	出	１０	鶴岡千鶴子	出
２	中村 誠	欠	１１	大久保貴章	出
３	大熊 陽子	出	１２	島根 至代	出
４	岡庭 早苗	出	１３	内田 和夫	出
５	沖 久雄	出	１４	岡庭 丈夫	出
６	篠田 義昭	出	推進	中村 清隆	出
７	秋谷 直邦	出	推進	浅香 利明	出
８	榎本 貞夫	出	推進	恩田 英世	出
９	戸邊 勲	出	推進	染谷 義人	出

５．議事日程

第１ 開会宣告

第２ 会長挨拶

第３ 会議録署名委員の指名

第４ 報告第 １号 農業委員会等に関する法律第２６条第３項による職員の任免について

報告第 ２号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第 ３号 農地法第５条第１項第１号の規定に基づく届出について

報告第 ４号 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出について

報告第 ５号 証明書の発行状況について

第５ 議案第 １号 農地法第３条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第 ２号 農地法第４条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 ３号 農地法第５条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 ４号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更について意見を求める件

議案第 ５号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第 ６号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第 ７号 農地利用最適化施策に関する意見提出についての証明願について

議案第 8 号 農業委員会事務の実施状況等の公表に伴う令和 2 年度の点検・評価及び令和 3 年度の活動計画の策定について

第 6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第 7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司
事務局長補佐 吉田 正英
農地係長 河野 広美

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和 3 年 4 月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします
会長 (以下議長)	(開会宣言及びあいさつ)
議長	それでは、本日、中村誠委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名委員の指名をいたします。 8 番 榎本貞夫委員、9 番 戸邊勲代理、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。 またコロナの関係で着座をお願いできればと思います。 (報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。 それでは、続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第 1 号 1 番ついて、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局	議案第1号1番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「彦糸2丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、理由「農業経営拡大」、経営面積「〇〇平米」。 なお、こちらの案件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明、お願いいたします。
沖委員	それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。 (申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明) よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 内田委員。
内田委員	(挙手により質問) 沖委員、経営面積、先ほど「〇〇平米」ということでしたが、「△△平米」ではないですか。
議長	それでは、事務局から説明いたします。
事務局	「〇〇平米」につきましては、今回の申請地を足した分でございますので、現在「△△平米」ということをご理解いただければありがたいです。
議長	内田委員、よろしいでしょうか。 そのほかございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

1 番 農業経営拡大 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第1号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号2番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「彦成3丁目〇〇番」、地目「田」、同じく彦成3丁目〇〇番」、地目「田」、の2筆、地積「〇〇平米、〇〇平米、合計〇〇平米」、理由「農業経営拡大」、経営面積「〇〇平米」。

なお、こちらの案件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明、お願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第1号2番の説明をいたします。

(申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長 続きまして、議案第 2 号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第 2 号、第 3 号、第 4 号に係る申請地のビデオ上映】

議長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は、議案第 3 号 3 番、4 番、6 番の 3 件につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第 2 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 1 番、申請人住所氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野 2 丁目 〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇分の〇〇平米」、施設概要「営農型太陽光発電装置」、備考、更新でございます。今回は平成〇〇年に一時転用の許可を受けています。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明、お願いいたします。

内田委員 それでは、ただいまから議案第 2 号 1 番についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示、施設概要につきましては、事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオのとおりですので、こちらも省略させていただきます。

(申請人、事業内容、利用計画について説明)

前回、平成〇〇年にこの営農型太陽光発電の位置づけが出ましたけれども、今回、また新たに経営目的が営農型太陽光発電装置となっておりますが、備考の欄に更新というふうに書いてありますので、更新が理由でございます。この更新の理由につきましては、理由書が届いておりますので読みます。

(理由書朗読)

説明は以上になります。何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろし

	くお願いします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 代理からお願いします。
戸邊 会長職務代理	(挙手により質問) お伺いいたします。こちら、平米数が〇〇分の〇〇平米、これについて若干ご説明をお願いできますか。
内田委員	太陽光発電というのは、畑の天空に設置しています。それを支えておりますいわゆる単管パイプ、ああいうものが支えています。この「〇〇平米」というのは、パイプの総面積です。パイプが多ければこの面積がもっと増えるということです。分かりますでしょうか。
議長	そのほかございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 1 番 営農型太陽光発電装置 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第3号1番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「新和5丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用地」。

なお、こちらの申請地の農地区分は、市街化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は、私、岡庭の担当でございます。私、岡庭より内容説明を申し上げたいと思います。

それでは、議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示につきましては事務局のとおりでございますので、割愛させていただきます。

(申請人について説明、理由書朗読、施設概要説明)

隣地の同意はございます。

被害防除でございますが、北側、土留めコンクリートプラスブロック2段積み、東側、市道出入りのため特になし、市の道路のために出入りはなしということであります。西側、土留めコンクリートプラスブロック2段積み、南側、ブロック3段積み、汚水につきましては合併浄化槽5人槽で、処理後北側水路へ放流、雨水につきましては雨水浸透ますから北側水路へ放流ということでございます。

資金計画は自己資金でございます。

開発要件につきましては都市計画決定の線引き、昭和45年8月25日より前から自己、または自己の親族が所有する土地で行うということでございます。

説明につきましては以上とさせていただきます。

それでは、ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 住宅用地	(全員賛成)
---------	--------

議長	続きまして、議案第3号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第3号2番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、同じく「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、同じく「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「鷹野2丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇分の〇〇平米、ほか2筆、合計3筆、合計地積「〇〇分の〇〇平米」、施設概要「営農型太陽光発電設備」、備考といたしまして、こちらも更新でございます。前回は平成〇〇年に一時転用の許可を受けています。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上です。
議長	ありがとうございます。 この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明、お願いいたします。
内田委員	それでは、ただいまから議案第3号2番についてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりですので、省略させていただきます。 (申請人について説明、理由書朗読、施設概要説明) 隣地の同意は必要ありません。 被害防除はビデオどおりですが、ビデオの下に、あの下にブルーベリーが置いてあって、現在ブルーベリーを販売しております。三郷市内でも販売しておりますので分かると思います。 資金計画は自己資金により対応。 何ら問題はないと思いますが、審議をよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2 番 営農型太陽光発電設備 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第 3 号 3 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 3 番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「南蓮沼〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「資材置場」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10 ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明、お願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第 3 号 3 番についてご説明いたします。
譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容について説明)

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ありません。

続いて被害防除です。北側、新設 H 鋼に板柵土留め、鋼板高さ 3 m を単管パイプで固定、水路際は新設コンクリート打設、厚さは 5 cm ということです。東側、新設 H 鋼プラス板柵土留め、鋼板高さ 3 m を単管パイプで固定、南側、新設鋼板 3 m、単管パイプで固定、会社看板、アコーディオンゲート、出入口はコンクリート舗装、6 m × 7 m です。西側です。新設鋼板 3 m を単管パイプで固定、敷地内は砂利道です。

その他参考事項といたしまして、誓約書は提出してございます。

資金面としては自己資金で対応するとのこと。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 篠田委員。
篠田委員	(挙手により質問) 今回の申請が資材置場ということですが、駐車スペースも追加ということで、これは駐車場用地を備えるという形でよろしいですか。
大久保委員	資材置場の中に置く予定になっています。
篠田委員	そうですね、この申請施設概要のところでは資材置場のみですので、駐車場用地というのを含めているということではよろしいでしょうか。
大久保委員	そうですね。そうすると、駐車場用地等になるんですかね。
議長	局長から説明いたします。
羽ヶ崎事務局長	本案件につきましては、相手方から資材置場という形での申請が出ておりまして、このような形で概要を作らせていただきましたが、篠田委員おっしゃるとおり、駐車場兼資材置場という形になってございますので、そのような形で再度、調整をさせていただければと思っております。
議長	よろしいですか。
篠田委員	はい。ありがとうございます。
議長	そのほかございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付

して県知事へ送付をいたします。

3 番 資材置場 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間、2 時 4 5 分をお願いいたします。

【暫時休憩】

議長

再開いたします。

続きまして、議案第 3 号 4 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 4 番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「前間〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、ほか 3 筆、計 4 筆、〇〇平米、施設概要「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 1 0 h a 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明、お願いいたします。

榎本委員

それでは、議案第 3 号 4 番についてのご説明を申し上げます。

先ほど、事務局のほうから譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設の概要につきましてはご説明がございました。また、申請地につきましても先ほどビデオで確認をいただいたとおりでありますので、説明を省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容について説明)

(理由書朗読)

隣地の同意ではありますが、内容を説明した上でいただいているとのことでございます。といいますのは、東側は農地であり、また、南も農地ということがあります。

被害防除といたしまして、北側、東側、南側、西側を高さ 2 m の鋼板塀、単管パイプで固定とのことでございます。南側にはアイドリングストップ看板、西側は出入口になりますが、出入口は幅 7 m、その付近にコンクリート舗装を 6 m の奥行きと幅 8 m でコンクリート打設するそうでございます。そこに停止線、また、会社看板も設置するとのことでございます。敷地内は砂利敷きです。

その他参考事項といたしまして、誓約書があります。

資金計画は自己資金で対応するとのことでございます。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号5番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、「〇〇・〇〇」、権利種類「贈与」、土地の表示「栄5丁目〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用地」。
なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は篠田委員の担当でございます。篠田委員に内容説明、お願いいたします。

篠田委員

それでは、ただいまから議案第3号5番を説明させていただきます。
譲受人及び譲渡人の住所氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略いたします。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(申請人について説明)

住宅用地が目的となっております。

隣地の同意についてはございます。

(理由書朗読)

続いて、被害防除の関係ですが、南側は既存の住宅がありまして、コンクリートブロック3段に600mmのフェンス、東側はコンクリートブロック5段に800mmフェンス、西側はコンクリートブロックに1段800mmのフェンスがつきます。北側が出入口になるため、特に何もありません。汚水は合併処理浄化槽〇人槽で処理後北側水路へ放流、雨水は雨水浸透ますから北側水路へ放流です。以上が被害防除となります。

その他参考事項としまして、誓約書が提出されております。

資金計画としましては、融資及び自己資金で対応するとのことです。

また、開発許可については、都市計画法34条12号都市計画決定の線引きより前から自己、または自己の親族が所有する土地において行うものであり、許可要件となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいま議案第3号5番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号6番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号6番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「新和3丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「資材置場・駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は、私、岡庭の担当でございます。私、岡庭より内容説明を申し上げたいと思います。

それでは、議案第3号6番について説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人、また権利種類、土地に表示につきましては、ただいま事務局のとおりとなりますので、割愛させていただきます。申請地につきましてはビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(内容調査会において聞き取りした内容について説明)

(理由書朗読)

転用目的ですが、資材置場・駐車場となっております。

(理由書朗読)

被害防除につきましては、新設の土留めコンクリート5段積み、鋼板が2mとなっております。入り口につきましては、引き戸1.8mの下にレールのついた引き戸で対応するということになっております。敷地内は砂利敷きでございます。入り口はコンクリート舗装で8m×8m、また、アイドリングストップ看板、会社名看板、90cm×90cmを設置するということです。また、水路側につきましては、草が生えないために防草シートを貼るということでございます。

資金計画につきましては自己資金で対応するということでございます。

特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいま、議案第3号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

- 議長 続きまして、議案第4号1番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。
- 事務局 議案第4号1番、申請人住所「〇〇・〇〇」、土地の表示「新和5丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「資材置場」でございます。
- こちらの変更概要についてですが、まず、外周が鋼板からメッシュフェンスに変更となります。そして出入口が中央から西側へと変更となり、パネルゲートから引き戸に変更となりました。
- 備考といたしまして、令和2年1月17日許可、許可番号541105です。
- 申請地の農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
- 以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
- この案件は、私、岡庭の担当でございます。私、岡庭より内容説明を申し上げます。
- それでは、議案第4号1番の説明でございます。
- ただいま事務局から譲渡人、権利の種類、土地の表示、施設概要の説明はそのままでございますので、割愛させていただきます。また、申請地につきましてもビデオのとおりでございます。
- また、変更内容につきましても、ただいま事務局から説明のあったとおり、周りに鋼板をやる予定がメッシュフェンス、入り口が西側に移動すると、当初の予定は真ん中、中央にあったのが、西側の角まで移動させるということでございます。
- あともう一点、入り口が門扉、以前は蛇腹でしたが、先般、強い風が吹いたときに距離があったために道路側に膨らんでしまったという問題がありましたので、引き戸タイプに変更するというところでございます。
- もう既に先ほどビデオで見ていただいたとおり、資材が奥のほうにありまして、入り口付近に車が数台止まっている状況で、中身につきましては申請内容と変わりがございません。ただいまの外周と入り口と、入り口の引き戸、この3点の変更ということで申請が出ております。よろしくお願ひしたいと思ひます。
- それでは、ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第４号１番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 １番 資材置場 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第５号１番「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。 それでは、議案第５号１番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第５号１番、申出人住所氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「彦成２丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」。 主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和２年４月２３日です。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明、お願いいたします。
沖委員	それでは、ただいまから議案第５号１番について説明をさせていただきます。 (申請地、申出人及び申出の事由について説明) (理由書朗読) (従事状況について説明) 以上を踏まえ、主たる従事者として問題はないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第５号１番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第5号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第6号1番「生産緑地の取得のあっせんについて」を上程いたします。事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案第6号「生産緑地の取得のあっせんについて」、1、三郷第69号生産緑地地区におけるの取得のあっせん依頼についてでございます。

議案書と一緒に、添付資料といたしまして議案第6号関係資料を配付させていただいております。

概要一覧及び案内図、また、公図がありますので併せて御覧いただければと思います。

こちらの第6号ですが、三郷市長より、生産緑地の取得のあっせんについて依頼が農業委員会宛てに届いております。これを受けまして、農業委員会としてのあっせんの業務でございます。

なお、こちらの案件につきましては、先月3月の総会にて主たる従事者として証明案件した件でございます。

あっせんの対象者ですけれども、近隣農業従事者で申請地付近の農家組合長さんへあっせんの案内文を郵送にて行いたいと思っております。

地番、面積、買取り希望価格はこちらの概要のとおりでございます。

承認いただけましたら、農家組合長さんに回覧という形で郵送させていただきまして、その結果を5月の総会で報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第6号1番の説明が終わりました。質問等ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

	採決をいたします。 議案第 6 号 1 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
議長	続きまして、議案第 7 号 1 番「令和 4 年度県農地利用最適化施策に関する意見提出について」を上程いたします。 それでは、事務局に議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案第 7 号 1 番につきましては、吉田局長補佐よりご説明申し上げます。
吉田事務局長 補佐	議案第 7 号につきましては、吉田のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。 議案第 7 号農地利用最適化に関する意見の提出についてをご説明いたします。 資料、別紙 2 を御覧ください。 県農業会議から農業委員の皆様、令和 4 年度県農用地利用の最適化施策に関する意見の提出の協力依頼がありました。こちらは、地域の農業者の意見を集約して農業委員会活動を実施していくために、支障となる課題解決のための施策についてご意見を求めるものでございます。ご協力のほどお願いいたします。 別紙の内容でございますが、意見の内容の分類として、大きく 3 つ、1 つ目が農地の有効利用の推進のための支援、2 つ目が担い手の育成確保、新規参入などの支援及び経営改善支援、3 番目がその他農業振興のための支援と分類されております。これらの分類からお 1 つ選択していただき、ご意見をいただきたいと思います。こちらは、お忙しい中、誠に恐縮でございますが、5 月 10 日ぐらいまでにお手元の返信封筒にて事務局のほうへご郵送いただければと思います。 なお、この締切日の 10 日につきましては、取りまとめの都合上設定させていただきました。ですので、10 日以降にでも提出いただける場合につきましては、お手数ですがご連絡をいただければと存じます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第 7 号 1 番の説明が終わりました。質問等がございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第7号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第8号「農業委員会事務の実施状況等の公表に伴う令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画の策定について」を上程いたします。

議案第8号1番及び2番については、事務局に議案の説明を一括でお願いいたします。

事務局

議案第8号につきましては、こちらも吉田局長補佐よりご説明申し上げます。

吉田事務局長
補佐

引き続き、吉田のほうから説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議案第8号「農業委員会事務の実施状況等の公表に伴う令和2年度点検・評価及び令和3年度の活動計画の策定について」をご説明いたします。

農業委員会事務の実施状況の公表につきましては、法の改正により、農業委員会では農地等の利用の最適化推進が必須業務として定められ、農業委員会法第37条等で運営の透明性を確保するため、毎年実施状況を6月30日までにインターネットでの公表が法定化されております。また、その後、県へ報告し、最終的には農林水産省で取りまとめ、公表することになっております。

まずは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

資料、別紙3を御覧ください。

1ページ目の1番でございますが、農業委員会の状況につきまして、農業センサスや各種統計から記載しておりますが、農業センサスが基となっている資料につきましては、まだ最新の2020年の数字が公表されておられないので、2015年の数字になっております。ご了承ください。

2番目の農業委員会の現在の体制でございますが、農業委員の改選によりまして、農業委員の実数の詳細と任期満了期間が令和2年から令和5年度に更新されております。

次のページを御覧ください。

2 番の担い手への農地利用集積化でございますが、2 の令和 2 年度の目標及び実績にあります集積面積②という欄でございますが、こちらの 2. 5 4 h a につきましては、認定農業者の方が耕作している面積の実績値となります。目標に対する評価は、当市の状況及び課題に示した状況により困難である。活動に関する評価は、市農業振興課と連携しながら認定農業者制度の普及等当市の状況を踏まえて検討していくとしております。

次のページ、3 番でございますが、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進でございますが、目標は、三郷市の状況を踏まえ 1 経営体としておりましたが、実績はゼロでございます。

農家として目標に対する評価につきましては、当市の状況及び課題に記した状況により困難であるとしております。

次のページをお開きください。

4 番の遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、令和 2 年 4 月現在では遊休農地は 5. 6 h a でございました。解消目標 0. 8 7 h a に対して、実績としては 2. 5 9 h a 解消されました。評価につきましては、新たな遊休農地であるとか、そちらの再発生が多く発生しており、個別指導など継続的な活動が必要としております。

次のページをお開きください。

5 番の違反転用への適正な対応でございますが、違反転用面積は 0. 2 5 h a となっております。これは、現在、違反転用として県へ報告している案件数でございます。解消困難な過去からの案件でございます。評価につきましては、積極的な是正に向け、県等の関係機関と協力体制を図り、指導していく必要があるとしております。

次のページをお開きください。

6 番の農地法によるその権限に属された事務に関する点検でございますが、1 番の農地法 3 条に基づく許可事務につきましては、1 年間に 1 8 件の申請がありました。

2 番の農地転用に関する事務につきましては、これは市街化調整区域の農地法第 4 条、5 条に基づくものでありまして、1 年間に 6 1 件でございました。

続いて、次のページを御覧ください。

3 番の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内の農地所有適格法人は 2 件となります。

4 番の情報の提供につきましては、資料御覧のとおりでございます。

次のページの 7 番、8 番につきましても御覧のとおりになりますのでよろしくをお願いします。

以上が、令和 2 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価となります。

続きまして、令和 3 年度の目標及び達成に向けた活動計画につきまして、ご説明させていただきます。

別紙 4 の資料を御覧ください。

まず、1 番の農業委員会の状況につきましては、先ほどの別紙 3 と同様にな

ります。

次のページをお開きください。

2 番の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、課題としては、三郷市は都市化の進展が著しく、農地の改廃や兼業化が進み、農地の資産的保有傾向が強くなっており、規模拡大を希望する農家への農地利用集積の阻害要因となっていると当市の状況を判断しております。

目標といたしましては、集積面積、こちらの面積でございますが、平成31年3月に策定しました農地の利用の最適化の推進に関する指針における集積目標値を基準に各年度目標値を算出しております。また、活動計画は、本市の台帳調査に伴う意向調査を実施し、利用意向調査結果を農地ナビ等を利用して情報公開する、また、関係機関と連携し、重点的に調整を図るとしております。

3 番の新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進についてでございますが、活動計画を農業を志す意欲のある者の情報収集を行い、市の農業振興課、農林振興センター及び各関係機関等と連携を図りながら情報を共有するとしております。

次のページをお開きください。

4 番の遊休農地に関する措置でございますが、指針における集積目標値を基準に、各年度の目標値を算出しております。活動計画の農地の利用状況調査の調査方法項目につきましては、農地利用最適化推進委員が中心となり、地図及び資料等から現地調査を実施、その後、データの整備及び特例納税猶予地等の確認となっております。

最後に、5 番の違反転用への適正な対応でございますが、農地パトロール等により早期発見に努め、県等関係機関と協力を図り、是正や指導をしていくとしております。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第8号1 番ならびに2 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

まず、議案第8号1 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

続きまして採決をいたします。議案第8号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。
それでは、続きましてその他に移らせていただきます。
4番のその他に入ります。
まず、(1)といたしまして、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

それでは、それ以外のその他で報告ございましたらお願いいたします。

【挙手なし】

議長

それでは、続きまして、事務局からの連絡事項につきまして、局長からお願いいたします。

事務局長

それでは、事務局からの連絡事項でございます。
1点目、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書の提出について
2点目、2020農業委員会活動記録簿の提出について
3点目、農家組合長名簿について
4点目、クールビズの実施について

議長

ありがとうございます。
続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局長

こちら私の方からご連絡させていただきます。
1点目、さつき展でございます。5月29日、30日、瑞沼市民センターでさつき展が開催されます。今回、さつき展においては、農業委員長賞が表彰されますが、今回は表彰式自体をなくすということで、密を避けるために表彰式がなくなりますが、例年どおり賞は授与される予定でございます。さつき展も密にならないような配慮した上で実施されるというところでございます。
2番、3番の園芸協会総会、農家再生協議会総会につきましては、現在未定ということでご報告をさせていただきます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

先ほど局長からお話のあったとおり、5月1日から10月末までクールビズとなりますので、ノーネクタイ、ノー上着ということでお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、お手元にアスパラの特産の用紙とアスパラが置いてあるかと思います。提出されました石井委員から一言もしありましたら。

石井委員

皆さん、ご存じかと思いますが、三郷市のほうで新しく市の特産品としてアスパラを推進していますけれども、今年で栽培を始めて3年がたちますけれども、現在、市内で17件の農家が栽培をしております。まだまだ市民の皆さん、浸透していませんけれども、アスパラが特産になるように、委員の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全てこれで終了となります。

それでは、閉会に当たりまして、戸邊代理よりご挨拶をお願いしたいと思います。

戸邊
会長職務代理

長時間にわたり、慎重なるご審議をありがとうございました。今月の総会では、農地法3条で2件が承認、農地法第4条で1件、5条が6件、5条変更が1件許可相当になりました。また、生産緑地に係る2件が承認、意見提出、点検・評価も承認と多くの審議事項がございました。

審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。